

■議案第18号 四万十町第2期障害者計画の変更及び第4期障害福祉計画の策定について

【要旨】

本町では、平成19年3月に障害者施策を計画的、総合的に推進するため、5年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して充実した人生を送ることができる社会づくりを進めてきました。

これらの計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」です。その後、「障害福祉計画」については平成21年3月に見直しを行い、「第2期障害福祉計画」を策定しました。そして平成24年3月には、平成23年度末で計画期間の半分をむかえる「障害者計画」の見直し及び平成24年度から平成26年度までを期間とする「第3期障害福祉計画」を策定しました。

このたび、平成26年度末で「第3期障害福祉計画」が終了するため、国や高知県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第2期障害者計画」に加筆修正を行い「第2期障害者計画（改訂版）」とすると同時に、新たに「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

【計画の位置づけ】

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」として位置づけられるものです。また本計画は、上位計画である「四万十町総合振興計画」や「四万十町地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「四万十町子ども子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連して策定されるものです。

【計画の期間】

障害者基本法に基づく「障害者計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間として「第2期障害者計画」が策定されています。今回平成25年4月から施行された障害者総合支援法を加味し一部改訂を加え「第2期障害者計画（改訂版）」とし計画期間を1年延長し平成29年度までとします。障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、3年を1期（ただし、第1期は平成19年度から平成20年度の2年間）としています。第4期障害福祉計画は、平成27年度から29年度までを計画期間とします。

【前回計画からの主な改正点】

●障害者総合支援法の改正

- (1) 障害者の対象に難病が追加による、障害福祉サービス利用者の拡大
(計画書P 3 7)
- (2) 「障害程度区分」から支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
(計画書P 3 7)
- (3) ケアホーム、グループホームの一元化や、重度訪問介護や地域移行支援の対象
の拡大(計画書P 1 8、P 3 7)
- (4) 地域生活支援事業の追加(計画書P 3 8)

●計画の推進体制の確立

P D C Aサイクルに沿って計画の実施状況の点検・評価を行う(P 3 4)

●計画相談支援についての追加事項

相談支援についての追加・訂正(計画書P 2 0、2 1、3 5)

●高知県が作成した「つながるノート」について追加(計画書P 2 5、2 6)

●障害者手帳の推移(計画書P 3 9、4 0)、目標達成状況(計画書P 4 1、4 2)、 障害福祉サービス等の利用実績(P 4 3～5 1)、

●アンケート調査の結果(P 5 2～5 4)、ワークショップのまとめ(P 5 5～6 7)

●平成2 9年度までの目標値設定(計画書P 7 0～8 0)

【内容】

基本理念

「※ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

※ノーマライゼーション:「障害があっても特別に区別されることなく、健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが正常(ノーマル)な社会である」という考え方に基づき、その実現に向けて取り組むこと。

基本目標

基本理念に基づき、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」の実現に向け、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

施策体系

基本目標の実現に向け、各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

基本目標① お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

基本目標② 地域生活支を支える保護・福祉・医療の充実

基本目標③ 心豊かな暮らしをもたらす社会参画の促進

計画の推進

- (1) 計画の推進体制の確立
- (2) 専門従事者の育成・確保
- (3) 行政職員の資質向上
- (4) 財源の確保
- (5) 相談支援体制の充実

障害福祉をめぐる状況と今後の課題

障害のある人等の状況、26年度までの目標達成や障害福祉サービス等の利用状況をふまえ浮き彫りになった課題と方策、27年度以降の目標値の設定。

《課題》

- 1、日常生活を支える福祉サービスの提供の課題
- 2、障害者の経済的自立を促し、尊厳の保持につながる就労支援の充実
- 3、障害者が地域で暮らすための理解の促進
- 4、自立した生活を実現するための相談体制の質的向上
- 5、人材の確保と育成
- 6、精神障害者の地域生活への移行の促進

【理由】

市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本方針に即して定めるものです。

四万十町では、サービス提供を計画的に推進していくために、国の基本方針や本計画の実績及び障害者等の移行を踏まえたうえで、第2期障害者計画（改訂版）及び第4期障害福祉計画を策定しました。